AlphaScope リサーチ

データを洞察し、独立して考える。

ウェブ版はこちら。データとレーティングはウェブ版の最新版を正とする alphascope.cc/ja/reports/poor-law-safety-net

特集・社会保障の歴史

1834年英国救貧法から現在へ **英国は「救済は労働より劣るべき」から全国民の最低保障まで114年を要した**

本稿は史料と公的統計に基づき、1834年の英国救貧法改正法が定めた「劣等処遇」の原則とその帰結、日本の高齢者犯罪のデータと対策を振り返り、あわせて中国農村の高齢者の年金水準を簡潔に検討する。三つの事例に共通する問いは、怠惰の防止を目的とした制度設計が、働くことのできない人々にどのような影響を与えるかである。

劣等処遇の原則 1834 救貧法改正法	旧救貧法の廃止 1948 国民扶助法、同年NHS開始	日本・刑法犯に占める65歳以上 21.4% 2024年・1995年は3.9%
中国・都市農村住民基礎年金の最低基準 163元 月額・2026年	都市農村住民年金の平均 276元 月額・2025年の基金支出から試算	農村の最低生活保障の平均基準 594.9元 1人月額・2025年5月末

01

主要な結論

1834年の英国救貧法は抑止を原則とした。 救済を受ける者の境遇は最下層の自立労働者より劣っていなければならず、労働能力のある貧民は原則として救貧院でのみ救済を受けられた。同年の王立委員会の報告書自身が、監獄の食事は一般に救貧院より豊かであると記している。

懲罰的な設計は、働くことのできない人々に及んだ。 1845年のアンドーヴァー事件は救貧院の飢えと横領を明らかにした。19世紀後半には、救貧院の入所者は主に高齢者、病人、孤児となった。1948年の国民扶助法が旧救貧法を廃止したのは、1834年から114年後である。

日本では、刑法犯の検挙人員に占める65歳以上の割合が1995年の3.9%から2024年の21.4%に上昇した。 日本の対策は司法と福祉の連携であり、出口支援、入口支援、再犯防止推進法、2025年の拘禁刑の導入がこれにあたる。

中国の都市農村住民基礎年金の全国最低基準は月163元（2026年）で、2025年の基金支出から試算した平均は約276元と、最低生活保障の平均基準を下回る。 農村高齢者の問題は働かないことではなく、高齢まで働いても収入が低いことにある。

02

1834年：劣等処遇の原則

1834年以前、英国の各教区は貧民に直接手当を支給しており、支出は増え続けていた。王立委員会は手当が労働意欲を損なうと結論づけ、「劣等処遇」の原則を提案し、救貧法改正法がこれを採用した。報告書（228頁）は、救貧院の食事は通常農村労働者の家庭を上回り、監獄の食事は一般に救貧院より豊かであるとも記している。1838年刊行の『オリバー・ツイスト』はこの点を風刺した。

項目	規定
原則	被救済者の境遇は最下層の自立労働者より劣ること
救済の方法	労働能力のある者は原則として救貧院でのみ救済
院内の規則	男女・親子の分離、制服、厳格な日課、飲酒・喫煙の禁止

03

1845年：アンドーヴァー事件

ハンプシャー州アンドーヴァーの救貧院では、入所者に肥料用の動物の骨を砕く作業が課されていた。1845年、トマス・ウェイクリー議員は、入所者が飢えのあまり骨に残った髄や軟骨を奪い合っていると議会で指摘した。調査により、院長夫妻が規定の食糧や病人への追加配給を着服していたことが判明し、事件は救貧行政の再編につながった。

時期	出来事
1845年8月	タイムズ紙の報道、議会での質問
1845年11月	救貧法委員会が骨砕きの作業を禁止
1846年3月	下院特別委員会の設置
1847	救貧法委員会を廃止し、議会に責任を負う救貧法庁を設置

04

救貧院の入所者と1948年の終焉

劣等処遇の対象は、労働能力がありながら働かない者であった。しかし19世紀後半には救貧院の労働能力のある成人は減り、主に高齢者、病人、孤児が入所するようになった。1942年のベヴァリッジ報告は、貧困、疾病、老齢に全国民の保険で対応することを提案した。1948年の国民扶助法は第1条で現行救貧法の失効を定め、同年7月5日に国民保健サービス（NHS）が始まった。

> 1834年から1948年まで、英国は114年をかけて「救済は労働より劣るべき」から「誰も下回らない最低限」へと移行した。

05

「怠け者を養わない」と最低保障

「怠け者を養わない」は中国のネット上でよく見られる言い方である。公式の表現にも近い考えがあり、2021年に『求是』に掲載された「共同富裕を着実に推進する」は、「福祉主義」が怠け者を生む罠に陥らないよう求める一方、困窮者の基本的な生活を保障することを強調している。違いは対象にある。労働能力のある人に労働インセンティブを重視することには合理性があるが、高齢者、病人、障害者はもともと「怠け者」ではない。英国の経験は、怠惰の防止だけを目的に制度を設計すると、まず働く能力の最も低い人々が影響を受けることを示している。

06

日本：高齢者犯罪

法務省『犯罪白書』によれば、2024年の刑法犯検挙人員191,826人のうち65歳以上は41,070人で、21.4%を占める。高齢者の犯罪は窃盗が中心で、女性高齢者は約9割が窃盗、そのうち約8割が万引きである。調査や報道によれば、検挙された高齢の万引き犯の半数以上が単身で、多くが経済的に困窮し社会的なつながりに乏しい。刑務所には住まい、食事、医療があると語る受刑者もいる。

刑法犯検挙人員に占める65歳以上の割合

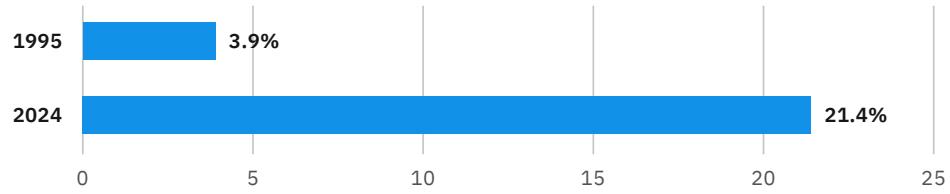

出所：法務省『令和7年版犯罪白書』。

07

日本：司法と福祉の連携

施策	時期	内容
出口支援	2009	地域生活定着支援センターが出所前に住居、生活保護、介護を調整
入口支援	起訴段階	起訴猶予・執行猶予の高齢・障害のある被疑者を福祉につなぐ
再犯防止推進法	2016	住居、就労、福祉を国の計画に位置づけ
拘禁刑	2025年6月	刑務作業を一律に義務づけず、受刑者ごとに改善指導を実施

これらの施策は高齢者犯罪を治安問題だけでなく、保障の欠落として捉えている。

08

中国農村：平均値だけでは見えないもの

2025年末の中国の60歳以上人口は32338万人で、総人口の23%を占める。都市農村住民基本年金の受給者は18820万人で、年間の基金支出6223億元から試算すると1人月約276元となる。この平均は上海（2025年の基礎年金1555元）など基準の高い地域に押し上げられており、中西部の多くの省は全国最低基準に近い。加入者の多くは最低の保険料区分を選ぶため、個人口座部分は小さい。中国健康・養老追跡調査（CHARLS）を用いた複数の研究は、年金受給後も農村高齢者が労働を目立って減らさないことを示している。最低生活保障は世帯単位で審査されるため、子どものいる高齢者は対象になりにくい。

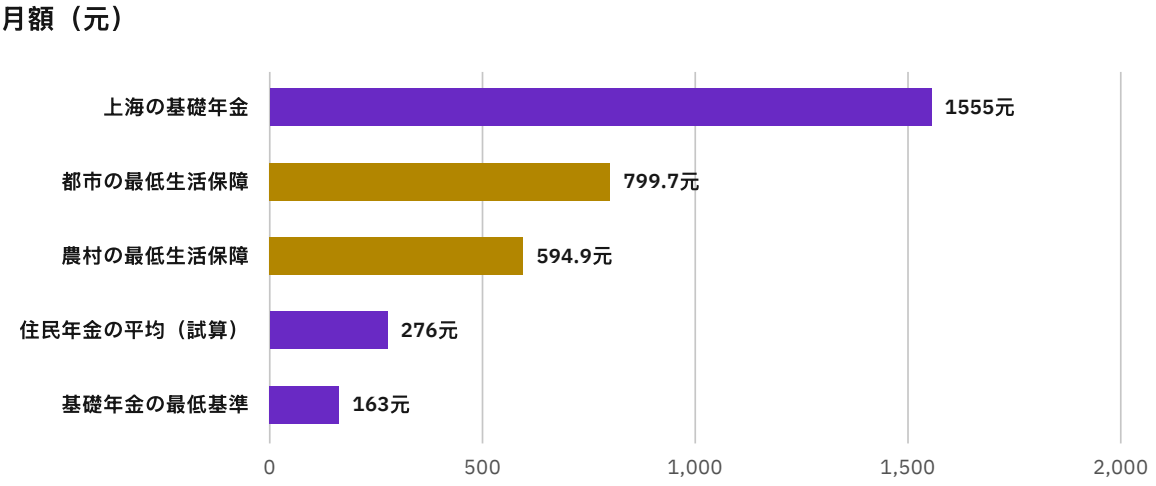

上海は2025年の基礎年金、最低生活保障は2025年5月末の全国平均基準、住民年金の平均は2025年の基金支出÷受給者数÷12による試算、最低基準は2026年。

09

リスクと限界

史料の代表性
救貧院の状況は地域や時期で大きく異なり、アンドーヴァーは最も深刻な事例の一つである。

国際比較
三国の制度、時代、統計の定義は異なり、優劣は示していない。

試算値
住民年金の平均は基金支出からの試算であり、その他の支出も含むため、実際の支給額と異なる可能性がある。

個人の証言
刑務所の生活が「より安定している」との発言は個別の取材によるもので、多数を代表しない。

データの更新
年金基準、最低生活保障基準、犯罪統計は毎年改定され、最新の公表値が優先する。

10

方法とデータの出所

英国：救貧法王立委員会報告書（1834年、228頁）、アンドーヴァー救貧院に関する下院特別委員会報告書抜粋（1847年）、国民扶助法（1948年、legislation.gov.uk）、Victorian Web、workhouses.org.uk。

中国の公式表現：「共同富裕を着実に推進する」『求是』2021年第20号。

日本：法務省『令和7年版犯罪白書』、厚生労働省 地域生活定着促進事業、再犯防止推進法、刑法改正（拘禁刑）。

中国農村：2026年政府活動報告、人力資源社会保障部2025年度統計公報、上海市人力資源社会保障局、民政部2025年7月定例記者会見、2025年度国家老齢事業発展公報、CHARLSを用いた研究。

ドキュメンタリーの映像は当時の報告書、版画、写真、法令の原本であり、出所と利用許諾は動画内に記載した。情報は2026-10-26時点。

本稿は史料と公的統計に基づく分析であり、一般の読者を対象としている。個人の状況を考慮したものではなく、助言ではない。

データ時点 2026-10-26 · 1834 年英国济贫法皇家委员会报告；1847 年安多弗特别委员会报告摘录；1948 年国民救助法；法务省《令和 7 年版犯罪白書》；人社部 2025 年度统计公报；民政部

AlphaScope · alphascope.cc/ja/reports/poor-law-safety-net · 2026-10-26 作成

財務データは SEC EDGAR の原資料に基づく。株価データには遅延があり、出典は各レポートに記載している。

レーティングはすべての読者を対象とするリサーチ上の見解であり、特定の個人に対する売買の推奨ではない。投資にはリスクが伴う。投資判断は読者自身の責任において行われたい。